

令和2年4月28日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が
払えなくなった場合に対する対応について（回答）

泉佐野市長 千代松 大耕

平素は本市行政全般にご協力頂き誠にありがとうございます。

2020年4月20日付で要望のありました標記の事項について、下記のとおりご回答いたしますので、宜しく御査収ください。

記

緊急要望事項①に対する回答

新型コロナウイルスに感染した被用者等への傷病手当金給付に関する条例につきましては、市長専決により条例化し、令和2年4月2日付で公布いたしました。制度の内容につきましては、市のホームページ及び市の広報誌により住民の皆様にご周知しております。また申請につきましては、郵送対応も可能としております。

なお対象者を被用者以外にも広げることにつきましては、国補助による助成対象外となりますので、現段階では考えておりません。

緊急要望事項②に対する回答

本市は、いち早く新型コロナウイルス感染症に関する市独自の緊急対応策として、国保被保険者全員を対象とした減免（被保険者の保険料において1月あたり400円を乗じて得た額を減免）を行うことを決定しております。

令和2年4月8日付けで厚生労働省保険局国保年金課より事務連絡があった「国民健康保険料の減免に対する財政支援」による減免については、減免基準や申請手続の取り扱い等の通知があり次第、迅速に規則等を整備し対応してまいります。

緊急要望事項③に対する回答

納付困難な方に対しては、催告文書や市報等で感染拡大防止の観点から電話で納付猶予や分割納付等の納付相談ができることを周知し、申請書についても郵送で対応しております。なお従来か

ら納付相談の際には、納付義務者の生活状況等を詳細に聴取しており、納付資力がなく、これ以上の徴収は滞納者の生活を窮迫させるおそれがあると判断した場合等には、適時滞納処分の執行停止を行っております。

緊急要望事項④に対する回答

滞納処分については、国税徴収法等に基づき適正に執行しておりますが、緊急事態宣言発令により不要不急の外出自粛や施設の休業要請を行っていることから、やむを得ない場合を除き、新たな差し押さえは執行しておりません。

緊急要望事項⑤に対する回答

一部負担金減免につきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づく別に定める基準を適用して実施しております。また電話での相談・郵送による申請受付等について検討しております。

(問い合わせ先)

泉佐野市役所国保年金課

担当者：貝塚

T E L : 072-463-1212